

令和3年度宮城県防災会議 議事録

1 日 時 令和4年1月26日（水）午前9時30分から午前10時まで

2 開催場所 宮城県庁舎2階 講堂

3 出席者 別添「令和3年度宮城県防災会議出席者名簿」のとおり

4 概 要

- 審議事項（1）宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編〕の修正について承認をいただいた。
- 審議事項（2）宮城県防災会議原子力防災部会要綱の改正について承認をいただいた。
- 報告事項（1）第五次地震被害想定調査について、（2）令和3年分の災害等の発生状況について報告を行った。
- 全体を通して質疑等はなかった。

5 詳 細

（司会：復興・危機管理総務課 鈴木副参事兼総括課長補佐）

- 皆様おはようございます。それでは定刻となりましたので、令和3年度宮城県防災会議を開会いたします。なお、本会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、遠藤副知事より御挨拶を申し上げます。

（遠藤副知事）

- おはようございます。副知事の遠藤でございます。宮城県防災会議の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、本会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から本県の防災行政の推進をはじめ、先日のトンガ諸島付近での大規模噴火に伴う潮位変化への対応や新型コロナウイルス感染症等、様々な危機管理事案への対応につきましても日頃から格別の御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の防災会議につきましては、災害対策基本法の一部改正や国の防災基本計画の修正に伴う宮城県地域防災計画の修正について審議いただくことを主たる目的として開催するものです。

詳細につきましては、後程、事務局から御説明させていただきますが、災害対策基本法が一部改正され、避難勧告及び避難指示の一本化により、従来の勧告の段階から「避難指示」を行うこととなる等、避難情報のあり方が見直されましたところでございます。また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から市町村が実施する個別避難計画の作成が努力義務化されたところで

県におきましても、東日本大震災以降、全国的に大規模災害が頻発し、さらに新型コロナウイルス、豚熱等の様々な危機管理事案が発生しており、これらの大規模、かつ、複合的な危機に全庁を挙げて取り組む必要があること。加えて、事前防災から初動、中長期、伝承まで一貫して対応できる体制が必要となっておりますことから、令和3年度に新たに「復興・危機管理部」を創設し体制を強化したところでございます。頻発する大規模な災害に対応していくためには、平時から被害を最小限に抑え、いざ発生した場合には、迅速な回復を図るための応急対策を講じていく必要があります。そのためにも、県、市町村、防災関係機関や県民の方々が連携し、一体となりながら「自助・共助・公助」を意識した防災対策や応急対策、復旧・復興に取り組んでいくことが必要となります。

本日の会議では、県の防災対策の基盤となる宮城県地域防災計画の修正について、それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。

最後になりますが、県民の生命・身体・財産を守るという県政の最重要課題に対し、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会：復興・危機管理総務課 鈴木副参事兼総括課長補佐）

- 本日はWeb会議併催として開催しております。会議出席者につきましては、お手元の資料の「出席者名簿」を御覧願います。それでは、早速議事に入りますが、議事の進行につきましては、遠藤副知事に議長をお願いしたいと思います。遠藤副知事よろしくお願いいたします。

(議長：遠藤副知事)

- それでは、議長を務めさせていただきます。副知事の遠藤です。よろしくお願いいたします。まず、審議事項(1)「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編〕の修正について」事務局から説明願います。

(説明者：阿部参事兼防災推進課長)

- 防災推進課長の阿部でございます。着座にて失礼いたします。
それでは、「議題(1)、宮城県地域防災計画の修正について」のうち、地震・津波・風水害等災害対策編分の説明をさせていただきます。お手元の資料1の1ページをお開き願います。「1 修正の経緯」につきまして、「概要図」でまとめてございます。平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正や防災基本計画の修正を行っており、本県においても、東日本大震災の教訓や国の動きを踏まえ、宮城県地域防災計画の大幅な修正を実施してきたところです。今年度の動きとしましては、概要図の右側赤枠部分の下になりますが、昨年(R3)5月に災害対策基本法が改正され、これにあわせて国の防災基本計画の修正が行われました。これらの国の動きや赤枠の上の方ですが、本県の防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画の修正を行おうとするものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。「県地域防災計画の修正の流れ」でございしますが、これまでと同様に、県の組織を含む防災関係機関の皆様に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、そのご報告を受けて、修正素案の作成、内容の確認等を行った上で、本日、県地域防災計画の修正案としてお示ししているところでございます。

次に、3ページをお開きください。「2 主な修正点について」ご説明申し上げます。県地域防災計画の地震、津波、風水害等災害対策編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表」資料2の1から2の3の3分冊にしてお示ししておりますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、先ほどご覧いただいた資料1によりまして、今回の主な修正点を説明させていただきます。なお、各編の修正箇所につきましては、「資料2 それぞれの新旧対照表」の該当ページを記載しておりますので、参考にいただければと思います。

それでは、資料1の3ページにお戻りいただきまして、「2 主な修正点」につきまして、「(1) 防災基本計画(国)の修正を踏まえたもの」からご説明いたします。カタカナの「イ 災害対策基本法の改正を踏まえた修正」として、避難勧告と避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととすること、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと等、避難情報の包括的な見直しが行われたことから、必要箇所を修正しております。また、避難行動要支援者の円滑で迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成・充実に関すること、併せて、国の災害対策本部に関する見直し等が示されたことから、必要箇所を修正しております。

次に、「ロ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正」として、防災基本計画において、避難所における避難者の衛生管理や避難スペースの確保、パーティション等の感染症対策に関する備蓄の促進のほか、応援職員の健康管理やマスク着用の徹底、感染症による自宅療養者に対する避難の確保に向けた情報提供等の感染症対策が示されたことから、必要箇所を修正しております。

次に、「ハ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正」として、防災基本計画において、災害対応業務のデジタル化の推進、福祉避難所の活用等による要配慮者の円滑な避難の確保、女性の視点を踏まえた防災対策の推進等について示されたことから、必要箇所を修正しております。

4ページをお開きください。続きまして、「(2) 県独自の修正」についてご説明いたします。「イ 県の組織改編を踏まえた修正」として、昨年(令和3年)4月の組織改編による復興・危機管理部の新設等の状況を反映させるとともに、この組織改編に伴い、宮城県災害対策本部要綱をはじめ、関係する要綱なども多数改定しておりますので、これらについても必要箇所を修正しております。

次に、「ロ 県の施策の進展等を踏まえた修正」として、災害時における医薬品の安定的な管理と供給の観点から、一般社団法人宮城県薬剤師会様が県の指定地方公共機関に新たに指定されましたことから、必要箇所を修正しております。また、記載のとおり、避難所等における性的マイノリティに対する配慮についての記述を追加したほか、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の制定、

「災害時薬事関連業務マニュアル」の策定、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定の締結」などが行われておりますことから、必要な記述を追記しております。

以上、今回の県地域防災計画の主な修正点について、簡単に説明を申し上げました。これらの他にも、防災に関連する計画や指針を踏まえた修正が多数ございます。それらの事項につきましても、防災関係機関の皆様からのご意見を踏まえ、県庁内各部局と調整を行い、各市町村からも意見を頂戴した上で、本日の説明資料としてお示ししております。

続けて、宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。資料編につきましても、各防災関係機関及び県庁内各部局等に対して照会を行い、追加・時点修正などのご意見をいただいたものについて、資料3の一覧に記載のとおり更新しようとするものです。一覧表中、網掛けした項目が修正を行う資料となっております。なお、更新後の資料編の全部、並びに先ほどご説明した計画本編の全部について、これまでと同様に、防災会議の終了後、各委員の皆様のご所属する機関あてに、電子データの形でお送りすることとしております。ここで一点お願いがございますが、こちらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として民間団体や個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開しておりません。皆様におかれましては、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。引き続き、原子力災害対策編分の説明について、原子力安全対策課に引き継がせていただきます。

(説明者：日下原子力防災対策専門監)

○ 原子力安全対策課原子力防災対策専門監の日下でございます。

引き続き、審議事項①のうち、宮城県地域防災計画「原子力災害対策編」の修正について説明をさせていただきます。お手元の資料4の1ページをご覧ください。1の「修正の経緯」につきましては、東日本大震災以降の地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正の経緯を図に表したものでございます。平成24年度からの修正分を上部左から時系列に掲載し、下部の2にそれらの概要を示しております。平成24年度以降、主に防災基本計画の改正に加え、原子力災害対策指針の制定・改正に伴う修正を、昨年度までに計7回行ってきました。今年度につきましても、上部右の水色の部分にあるとおり、昨年5月に防災基本計画、7月に原子力災害対策指針が見直されましたので、地域防災計画〔原子力災害対策編〕に反映させることとしております。

2ページをご覧ください。3の「令和3年度の主な修正内容について」でございます。防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正に伴う修正を含め、修正内容を5つに分けてご説明いたします。

まず1点目は、「防災基本計画の修正の反映」でございます。他編同様に災害対策基本法の改正に伴う修正及び新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正を行うものです。災害対策基本法の改正に伴う修正については、避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の努力義務化、広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定等の措置について追記してございます。新型コロナウイルス感染症対策については、避難所のレイアウトや動線確認、可能な限り多くの避難所の開設に努める旨等を明記してございます。

次に2点目として、「原子力災害対策指針の修正の反映」でございます。施設敷地緊急事態要避難者の定義の改正に伴う修正を行うものです。原子力施設の状況が施設敷地緊急事態となった場合、原子力発電所から概ね5km圏内のPAZ内の住民のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者等が避難を開始することとなります。この施設敷地緊急事態要避難者の定義について、妊婦、授乳婦、乳児及び乳幼児の保護者等を明記、避難の実施により健康リスクが高まる者を含める、「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」を除外する改正が行われたことから、これらを反映させております。

次に3点目として、「冷却告示への対応」でございます。原子力災害対策指針において、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設、すなわち「冷却告示の対象施設」については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとするとされております。

資料3ページの図を御覧ください。この度、女川原子力発電所1号炉が令和3年5月19日付け冷却告示の対象施設として追加されたことを受け、1号炉に係る原子力災害対策重点区域を2号炉・

3号炉におけるPAZと同一の範囲とし、すべてUPZとしております。

次に4点目として、「体制見直し」でございます。県の原子力災害警戒配備及び災害対策本部体制について、復興・危機管理部の新設に伴う本部事務局体制の整理及び分掌事務、対応課・公所の整理に加え、県現地災害対策本部体制について、自然災害との複合災害時への対応を考慮し、県現地本部の役割を整理した上で規模を適正化しました。

最後に5点目「その他の修正内容」として、2つございます。一つ目は防災業務従事者の防護指標において、女性の被ばく線量等を放射線業務従事者の線量限度の規定に準じて明記したものでございます。二つ目は原子力災害医療体制が「原子力災害拠点病院」等に移行したことに伴い、原子力災害医療活動等実施系統図を更新したものでございます。以上が令和3年度の地域防災計画〔原子力災害対策編〕の主な修正点となります。その他の修正内容につきましては、資料5の新旧対照表に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。また、原子力災害対策編につきましても、他編同様別冊資料を修正する予定としております。修正内容につきましては、資料6の修正予定資料一覧のとおりでございます。地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正に関する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長：遠藤副知事)

- それではただいまの説明について質疑等をお受けいたします。それではまず、会場出席の委員の皆様で質疑等をお受けしたいと思いますが、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし) 続きまして、Web会議出席の委員の皆様で、今の御説明で質疑等ある方はいらっしゃいますでしょうか？(質疑なし) それでは、会場の皆様もWeb出席の皆様もご異議がなければ、了承させていただければと思います。それでは、「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編の修正について〕」は、本会議で了承されたものとさせていただきます。

続きまして、「(2) 宮城県防災会議原子力防災部会要綱の改正について」事務局から説明願います。

(説明者：日下原子力防災対策専門監)

- 引き続き、審議事項②、宮城県防災会議原子力防災部会要綱の改正について説明をさせていただきます。お手元の資料7をご覧ください。資料編の一部にもなっている宮城県防災会議原子力防災部会要綱を、復興・危機管理部の新設に伴い、構成委員等を資料のとおり改正するものでございます。審議事項②に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長：遠藤副知事)

- 挨拶でも申し上げましたが、復興・危機管理部が創設されたことに伴う改正でございます。それではただいまの説明について質疑等をお受けいたします。それではまず、会場の委員の皆様、ご質問はありますか？(質疑なし) 続いて、Web会議出席の委員の皆様、ご質問ありますか？(質疑なし) それでは、「宮城県防災会議原子力防災部会要綱の改正について」は、本会議で了承されたものとさせていただきます。以上で予定されていた議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

(司会：復興・危機管理総務課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- 続きまして、2 報告事項について、事務局から2点ほど御報告があります。まず、報告事項(1) 第五次地震被害想定調査について、説明をお願いします。

(説明者：阿部参事兼防災推進課長)

- 「第五次地震被害想定調査について」御説明いたします。お手元の「資料8」をご覧ください。「1 調査の目的」ですが、県内に大規模な被害をもたらす地震を想定し、地震動、液状化、津波浸水等の範囲を予測するとともに、人的被害や建物被害等あらゆる被害予測を行い、本県における減災目標の設定等、各種地震防災対策に資することを目的に実施するものでございます。

「2 調査方法及び部会の開催状況」ですが、調査方法・評価等について専門的事項の指導・助

言をいただくため、昨年度も報告させていただいておりますが、県防災会議の下部組織として、学識経験者等からなる「地震対策等専門部会」を設置させていただき、今年度から令和5年度3ヶ年をかけて実施することとしております。

なお、専門部会については、委員の皆様から大変貴重な御意見をいただきながら、昨年7月28日に第1回部会を開催し、「シミュレーション及び被害想定を行う地震・津波のモデルについて、既往歴や過去の災害の再現計算のみにとられる事なく、本県で起こりうるあらゆる可能性を考慮し、次回以降選定していく」ことについて確認されました。第2回部会については、来月の2月4日に予定しており、第1回目の議事結果を踏まえ、「想定する地震・津波について」検討を行うこととしております。

「3 今後の予定」ですが、来年度の第3回専門部会以降、令和5年度までに計6回の専門部会を予定しております。それぞれの段階において、被害予測や防災対策等必要な調査・検討を行い、最終的には県防災会議においてご報告させていただき、地域防災計画等、各種防災対策に反映させていきたいと考えております。「資料8」については、以上でございます。

(司会：復興・危機管理総務課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- 続きまして、報告事項(2)令和3年分の災害等の発生状況について、説明をお願いします。

(説明者：佐藤復興・危機管理総務課長)

- 報告事項(2)令和3年分の災害等の発生状況について、御説明いたします。資料9をご覧ください。宮城県防災会議規程では、災害に関する情報を収集した場合に、次の防災会議に報告することとされておりますことから、令和3年に発生した災害について、御報告いたします。資料に記載のとおり、令和3年に発生した災害は、地震3件、風水害2件、雪害3件の計8件となっております。なお、被害の発生しなかった自然現象につきましては、件数に計上しておりません。

令和3年中は、2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震で、県内で最大震度6強を観測したほか、3月20日及び5月1日に最大震度5強の地震が発生する等、地震が連続して発生しました。2月13日福島県沖地震の被害については、令和3年5月28日現在で、人的被害 重傷者6名、軽傷者58名、住家被害 全壊5棟、半壊132棟、一部破損14,116棟となっており、被害額については、約166億円となっております。宮城県では、同地震が発生した午後11時7分に災害対策本部を設置し、対応にあたったほか、被災市町に県初動派遣職員を派遣し、情報収集にあたりました。

防災関係機関の皆様には、県へのリエゾン派遣や応急対策等の御協力を賜り、誠にありがとうございます。引き続き、訓練等を通して、より密な連携体制を構築していきたいと考えておりますので、御協力よろしく願いいたします。資料9につきましては、以上でございます。

(司会：復興・危機管理総務課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- ただいまの報告事項の説明について質疑等をお受けいたします。まず、会場出席の委員の皆様で質疑等ある方はいらっしゃいますでしょうか。(質疑なし) 続きまして、Web会議出席の委員の皆様で質疑等ある方はいらっしゃいますでしょうか。(質疑なし) それでは、以上で報告事項を終了させていただきます。

事務局で用意した審議事項・報告事項は、以上になりますが、全体を通して、質疑等ある方はいらっしゃいますでしょうか。(質疑なし) それでは、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、「宮城県防災会議」の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。

以 上